

件 名	不適切事案発生時の対応について
受付日	令和7年3月19日
ご意見・ご提案 の概要	(1) 不適切事案が発生した場合、どのように対応しているのか。 (2) 不適切事案を未然に防ぐために、どのような対応をしているのか。
県の考え方	(1) 不適切事案について、速やかに県教育委員会に報告させるとともに、学校と県教育委員会で聴き取るなどの調査を丁寧に行った上で、適切に対応しています。 (2) 体罰根絶や不祥事根絶に向けた研修資料を作成し、校内外における研修の際に活用したり、職員会議等の機会を利用して管理職が教職員の意識向上を図ったりしています。セルフチェックシートを用いて、定期的に自己点検をさせています。また、保護者や地域代表等で構成する学校運営協議会においていただいた意見をふまえ、不適切事案防止に向けた取組に生かしています。 今後も、不適切事案の防止に向け、全教職員に対して指導を重ねてまいります。
担当課	教育委員会 高校教育課・教育管理課